

## 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可権限について

廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に基づき、収集、運搬、処分及び処理施設の設置等について適正管理されています。

### （1）市町村長の許認可

#### ①一般廃棄物の収集、運搬

一般廃棄物の収集、運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けることとされています。

#### ②一般廃棄物の処分

一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けることとされています。

### （2）都道府県知事の許認可

#### ①一般廃棄物処理施設の設置

一般廃棄物処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けることとされています。

#### ②産業廃棄物の収集、運搬

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けることとされています。

#### ③産業廃棄物処理施設の設置

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けることとされています。

## 2 廃棄物処理施設の設置に係る届出制度から許可制度への移行について

### （1）届出制度について

（有）三共資源工業が、昭和59年9月に一色町生田竹生新田地内において産業廃棄物最終処分場を設置した当時の廃掃法では、廃棄物処理施設の設置については、都道府県への届出によることとされていました。

※（有）三共資源工業から西尾保健所長に対して設置届出書が提出されています。なお、当時、廃棄物に関する事務については、保健所が対応していました。

## (2) 許可制度への改正について

平成3年の廃掃法の改正により、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事への届出制から都道府県知事の許可制に移行され、より安全性、信頼性の高い廃棄物処理施設の設置が求められることとなりました。

※第3工区については、許可制移行後に増設されました。

## 3 一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地への廃掃法の適用について

### (1) 廃掃法適用外の土地の根拠について

廃掃法では、廃棄物最終処分場について許可を受けた者又はその承継人に対し、埋立処分中においては廃棄物処理基準、維持管理基準の遵守等、埋立終了後においては維持管理基準の遵守、最終処分場廃止時の都道府県知事による廃止基準への適合確認といった義務を課すことによって、最終処分場に埋め立てられた廃棄物による環境汚染を防止することとされています。

しかし、これまで最終処分場の設置の許可が取り消された場合には、これらの義務の対象となる者が法律上存在していないこととなっていたことから、最終処分場の適正な維持管理に支障を来していました。

このため、平成23年4月1日施行の廃掃法の一部を改正する法律により、産業廃棄物最終処分場に係る許可の取消しに伴う措置(廃掃法第15条の3の2)に係る規定が新たに設けられ、取消し処分を受けた最終処分場についても設置の許可を受けた者又はその承継人に対し、埋立処分中又は埋立処分終了後における維持管理基準の遵守等が義務付けられました。

しかし、この規定については、廃掃法の一部を改正する法律附則第3条の規定により、平成23年4月1日以後に許可を取消された者について適用するとされています。したがって、平成18年3月15日に許可の取消し処分を受けた一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場については、廃掃法が適用されない土地となっています。

### (2) 取消し処分を受けた最終処分場に対する廃掃法に基づく指導及び維持管理等の適用の可否について

#### ①定期検査の実施(廃掃法第15条の2の2)

平成23年4月1日施行の改正廃掃法により制度創設されました。

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の定期検査を受けることとされています。

**②維持管理等（廃掃法第15条の2の3）**

産業廃棄物処理施設の設置者は、維持管理の技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る維持管理に関する計画に従い、維持管理をしなければならないとされています。

**③記録及び閲覧（廃掃法第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の4）**

産業廃棄物処理施設の設置者は、維持管理に関する事項を記録し、これを当該産業廃棄物処理施設に備え置き、維持管理に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させなければならないとされています。

**④改善命令等（廃掃法第15条の2の7）**

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができるとされています。

**⑤周辺地域への配慮（廃掃法第15条の4において読み替えて準用する第9条の4）**

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮することが求められています。

**⑥報告の徴収（廃掃法第18条第1項）**

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであること疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理等に関し、必要な報告を求めるとされています。

**⑦立入検査（廃掃法第19条第1項）**

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の

用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができるとされています。

#### ⑧技術管理者（廃掃法第21条）

一般廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くこととされています。

#### ⑨事故時の措置（廃掃法第21条の2）

一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設の設置者は、当該処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生防止のための応急措置を講ずるとともに、すみやかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出ることとされています。

**※①から⑨の規定については、平成23年4月1日以後に許可を取消された者について適用されるため、平成18年3月に取り消し処分を受けた当該産廃最終処分場跡地については適用されません。**

#### ⑩改善命令（廃掃法第19条の3）

一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとされています。

**※この規定については、当該産廃最終処分場の許可が取り消されているため設置者に対し発令できません。**

#### ⑪措置命令（廃掃法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5、第19条の6）

一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長又は都道府県知事は設置者等に対し、期限を定めて、その支障の除去

等の措置を講ずべきことを命ずることができる」とされています。

※この規定については、愛知県が処理基準及び保管基準不適合との見解ではないことから発令されていません。

#### ⑫生活環境の保全上の支障の除去等の措置（廃掃法第19条の8）

設置者等に対し措置命令を発出したものの生活環境の保全上の支障の除去等を講ずる見込みがないなどの場合には、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる」とされています。

※この規定については、愛知県は、独自に周辺水路等において水質調査を実施しており、その結果、排水基準値未満のため、生活環境の保全上に支障はないとの見解です。

### 4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について

#### (1) 法の概要について

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）については、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄や産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた「特定産業廃棄物」に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が実施する特定支障除去事業に対し、国が支援措置を講ずることとされています。

※当初の有効期限：平成25年3月31日

#### (2) 法改正の主な内容について

都道府県が平成25年3月31日までに特定支障除去事業を完了させることが困難な事案があること、事案の発覚の遅れ等で国による支援対象ではないものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案があることを受け、平成24年に次のとおり法改正されました。

- ・産廃特措法の有効期限（平成25年3月31日）を平成35年3月31日まで延長することとされました。
- ・都道府県知事は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないとされました。

#### (3) 産廃特措法の適用を受けた事例

全国的には、香川県豊島不法投棄事案や青森・岩手県境不法投棄事案をはじめ、18事案が、産廃特措法に基づく国の支援措置の対象とされています。

※東海三県では、以下の6事案が国の支援措置の対象とされています。

事 案	廃棄物量	総事業費	事業年度
三重県桑名市事案	約 30,000 m <sup>3</sup>	約 2.8 億円	H17 年度～ H19 年度
岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案	約 753,000 m <sup>3</sup>	約 99.9 億円	H20 年度～ H24 年度
三重県桑名市五反田地内不法投棄事案	約 27,000 m <sup>3</sup>	約 79 億円	H23 年度～ H34 年度
三重県四日市市内山町地内不適正処理事案	約 340,000 m <sup>3</sup>	約 13 億円	H24 年度～ H31 年度
三重県桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案	約 66,000 m <sup>3</sup>	約 51 億円	H25 年度～ H34 年度
三重県四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案	約 2,620,000 m <sup>3</sup>	約 34 億円	H25 年度～ H34 年度

(4) 一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地への法の適用について

平成10年6月16日以前の不法投棄や産業廃棄物処理基準に適合しない「特定産業廃棄物」への該当性については、(有)三共資源工業が行った廃棄物の処分は、不法投棄や処理基準に適合しない処分には該当しないことから、産廃特措法の特定産業廃棄物に該当しません。したがって、環境大臣への協議も行われていませんので、産廃特措法に基づく対象事業には該当しません。

5 生活環境保全上の支障の除去に係る支援制度について（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）

(1) 基金制度の創設について

産業廃棄物の不法投棄等に対する対策強化の一環として、都道府県等がやむを得ず実施する生活環境保全上の支障除去等の措置（原状回復）のための基金が、平成9年の廃掃法改正により制度化されました。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、この制度に基づく「産業廃棄物適正処理推進センター」に指定され、都道府県等に対して基金からの支

援等を行うこととされています。

## (2) 支援制度の概要について

平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等に対する支援事業で、産業界と行政とがそれぞれの役割を踏まえ、必要な資金を協調して手当てする基金を創設し、そのうち産業界からの資金については、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対して事業者としても一定の貢献を行っていくとの認識のもと、事業者の自主的な出えんによることとされ、この産業界からの出えん金と国からの補助金で拠出された基金から原状回復事業を実施する都道府県等へ事業費の4分の3以内の金額を支援する制度となります。

### ①支援の対象となる事案

基金制度の発足（平成10年6月17日）以降に発生した産業廃棄物の不法投棄等で、投棄者が不明あるいは資力不足等のために、都道府県等が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じる事案とされています。

### ②支援の範囲

支障の除去に係る費用の4分の3以内が支援されます。

## (3) 一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地への適用について

都道府県等が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じる事案が対象とされていることから、廃掃法に基づく生活環境保全上の支障の除去等の措置の判断が求められます。

愛知県は、独自に行っている周辺水路等における水質調査において、排水基準値未満であるという結果から生活環境の保全上に支障はないとの見解のため該当しません。

## 6 行政手続法に基づく行政指導について

### (1) 法の概要について

行政手続法とは、

- ・許可、認可、免許等の申請に対してそれを認めたり又は拒否したりする処分の手続
- ・許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする処分の手続
- ・行政指導の手続
- ・届出の手続

・命令等を定める際の手続

について、行政機関が守るべきルールを定めたものです。

## (2) 行政指導について

一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地に係る設置者への指導については、廃棄物処分場跡地であるにも関わらず、廃掃法の適用を受けない土地との扱いとなることから、現段階では行政手続法に委ねられています。

行政手続法に基づく行政指導は、その内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されることに留意しなければならないとの一般原則が規定されており、強制力に乏しいものとなっています。

このように、行政手続法に基づく行政指導については、事業者への指導の根拠にはなるものの、事業者が主体的に対応する姿勢を示さない限り、問題解決につながる糸口にはならないといえます。

**※県又は市が産業廃棄物最終処分場跡地に立ち入る根拠は、行政手続法に基づいています。**